

令和3年8月31日

施設ご利用の皆さまへ

緊急事態宣言発出に伴う

体育施設の休場措置のお知らせ（8月31日まで）9月12日まで

沖縄県の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、宮古島市教育委員会からの要請（令和3年8月30日付け）の通知があり、下記の施設を休場措置とする現在の対応を継続こととなりました。今後の利用については、当会ホームページ等にてご案内致します。

ご利用の皆さまにはご不便をお掛けしますが、感染拡大防止の為に協力をお願い致します。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	利用できません。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	利用できません。
5	前福多目的運動場	利用できません。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。